

## 県たばこ税

### 納める人

日本たばこ産業株式会社、特定販売業者(たばこの輸入業者)及び卸売販売業者(以下「卸売販売業者等」といいます。)(この税金は、たばこの小売価格に含まれていますので、最終的にはたばこの消費者が負担することになります。)

### 納める額

売り渡した紙巻たばこの本数 1,000 本当たり 1,070 円

- 紙巻たばこ以外の製造たばこ(葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ等)については、重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。
- 葉巻たばこのうち1本1グラム未満の軽量な葉巻たばこについては、当該葉巻たばこの本数を紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。
- 加熱式たばこについては、重量と価格をもとに紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。

(税率:円/1,000本)

|            | 現 行            |
|------------|----------------|
|            | R3(2021).10.1~ |
| 地方のたばこ税    | 7,622          |
| 都道府県たばこ税   | 1,070          |
| 市町村たばこ税    | 6,552          |
| (参考)国のたばこ税 | 7,622          |

### 申告と納税

卸売販売業者等が、原則として、毎月末日までに前月分を宇都宮県税事務所に申告し、納めることになっています。

### その他

たばこには、県たばこ税のほかにも、国や市町村のたばこ税が課税されています。

### たばこ 1 箱(20本入り)に含まれる税金

